

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年4月26日～平成26年5月22日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見① (平成26年4月28日)

現にガスの供給を受けている家庭用消費者にガスは生活必需品である。今進められているガス小売全面自由化の議論が、ガス供給者側だけの論理で進んでいるように見受けられ、とても憂慮している。

ガス小売が既に自由化されている事業用消費者と違い、今回のガス小売全面自由化の対象の95%以上は交渉力の乏しいとされる家庭用消費者。日本社会の人口構成の将来見通しを俯瞰すれば、年金生活者、高齢世帯、低所得世帯が今後増えることは確実である。家庭用消費者の意見を丁寧に汲み上げるか、又はそれを行政としてしっかりと想定した上で、家庭用消費者の生活コストを増加させないための法令改正や制度運用改善を目指すべき。

今年に入り、国産天然ガス事業者の卸ガス料金値上げにより、約20社のガス事業者が最大15%程度の料金値上げ申請し、認可された。今後、再値上げの可能性もある。ガス小売全面自由化で「従来から享受していた低位安定料金という消費者利益が毀損しないか」、「一部のLPガス販売に関するような苦情が都市ガスにも増えないか」といった家庭用消費者の懸念を払拭し、ガス供給者側の独善による「システム改悪」とならないようにしなければならないはずだ。

ガス小売全面自由化により「競争の活性化による料金抑制」や「消費者利益の保護と安全確保」といった趣旨が達成されるかどうか、欧米諸国でのガス小売自由化の先行例を参照し、消費者側の視点に立って明快に示さなくてはならないはずだ。そうでなければ、ガス小売全面自由化が家庭用消費者に理解されずに、『電気事業規制が全面自由化されるので、ガス事業規制も（ガス供給者側の意向を汲んで）全面自由化する』との誤解を生む。

以上を踏まえ、3月11日と4月3日に提示された論点や資料に沿って具体的な意見は、下記の個別論点1～7ごとにそれぞれ下記の通り。

【論点1】都市ガスの小売事業のあり方

(1) 事業類型の見直し

電気事業法変更案での「送配電事業の法的事業分離」では、電気料金を低廉化したり、電気事業の効率性や安定供給の水準を上げることを想定できない。欧米諸国での電力全面自由化の先行例を見ても、そのような主だった評価は見られない。東北と関東圏、或いは中京圏と関西・中国地方間でも、一部ボトルネックはあるが広範囲にガス導管が連結されるガス供給についても同様で、先行する欧米諸国の例において「ガス導管事業」と「ガス

小売事業」を法的分離することによってガス料金を低廉化したり、ガス事業の効率性や安定供給の水準を高めたとの主だった評価は見られない。よって、日本のガス事業における「ガス導管事業」と「ガス小売事業」の法的分離はやめるべき。

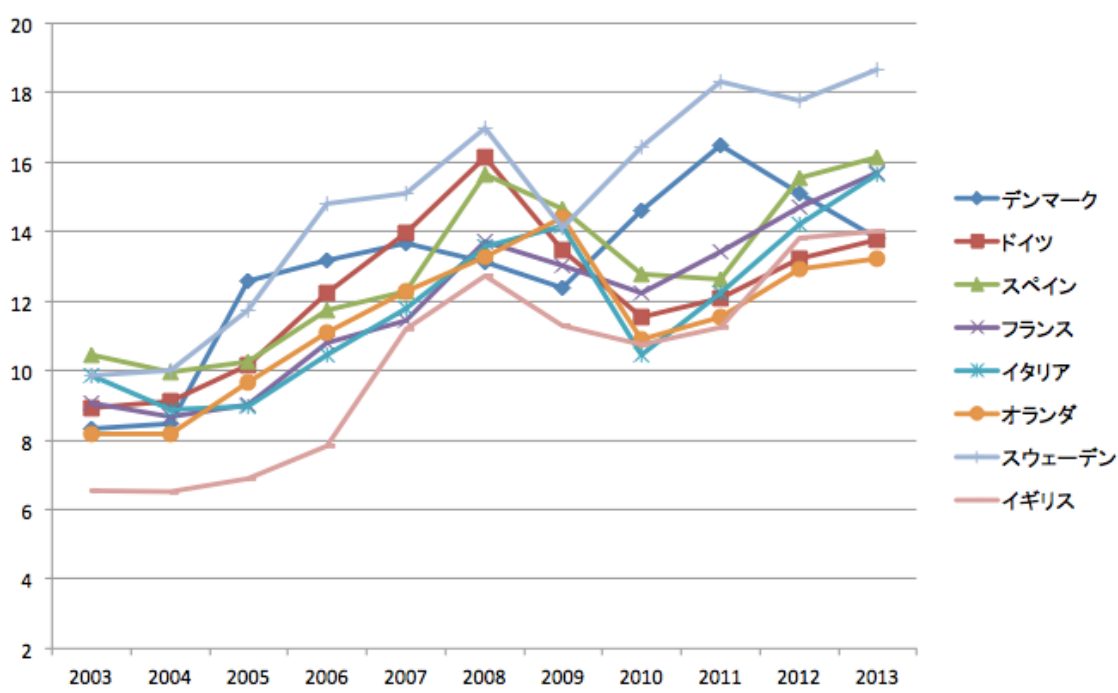
(2) ガス小売事業に対する規制の程度

L P ガス関連事業や電気事業と兼業するための新規参入手続の簡便性、悪質なブローカー的参入事業者を機動的に排除するためにも、液化石油ガス法や電気事業法変更案の小売事業規制と同様に「登録制」とすべき。

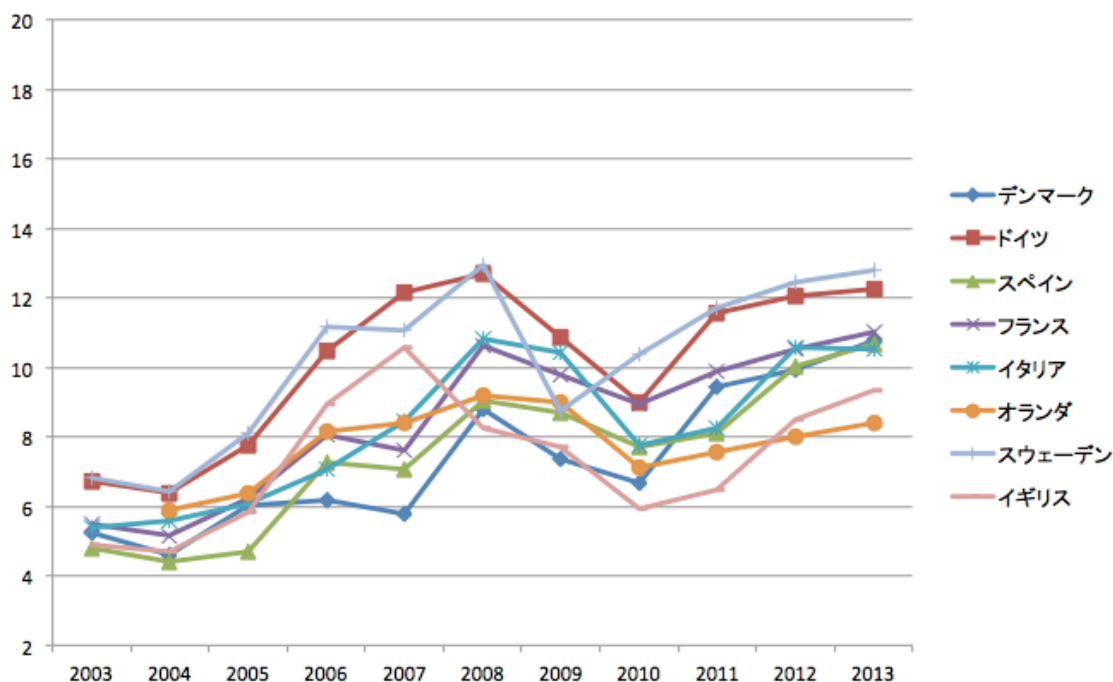
(3) 小売料金規制の必要性

小売料金規制は、家庭用消費者にとって最も関心が集中するものであるはずだ。しかし、今回のガスシステム改革小委員会での検討過程では、消費者団体からの声はあまりにも小さい。消費者団体は、消費者の代表である気概を持って臨んでいるのならば、今回の制度変更によって料金が低下することを資源エネルギー庁事務当局に論証させるべきだ。電気事業法変更案に係る“電力システム改革”の検討過程では、消費者団体は電気料金低下に関してエネ庁当局に論証させることをすっかり忘れたようだ。そんなことでは、消費者代表としての消費者団体の存続意義はなくなる。もっと危機感を持つべきだ。欧州諸国のガス自由化の先行例では、次のようなガス料金推移となっている。

欧州のガス料金単価年度推移(家庭用、euro/GJ)



欧州のガス料金単価年度推移(産業用、euro/GJ)



(出所 : Eurostat)

欧州諸国の料金上昇傾向がエネルギー原料価格や公租公課の上昇によるものなのか、ガス事業に係る供給固定費の上昇によるものなのか等々に関する詳細な分析は、まだ行われていない。これらの点を明らかにせずに料金規制撤廃を軽々に叫ぶのは、消費者保護の観点からも危険極まりない。エネ庁当局は、早急に欧米諸国のガス料金推移に関する詳細な分析を行うべきだ。この点を国会やマスコミに突っ込まれた際、いかに答えるのか。

4月3日の資料3.(2)には『小売を全面自由化すれば、供給区域において独占的に小売事業を営む事業者はなくなる。このため、供給の独占を前提として一般ガス事業者に課されていた料金規制についても、その必要性を検討する必要がある』と記述されている。規制下で小売独占事業者が存在することと、非規制下で小売事業を実質的に独占する事業者が存在する可能性があることを、混同してはならない。後者の状態において、契約交渉力の乏しいとされる家庭用消費者の既得権益を引き続き保護していくためには、供給側にいるガス事業者を「新規参入者」と「既存事業者」に、需要側にいる家庭用消費を「新增改築する新規消費者」と「継続的に供給を受ける既存消費者」に、それぞれ分けて料金規制を設定していくべきだ。

同資料3.(3)『オール電化やLPガスといった他エネルギーとの競争が活発化していることを踏まえれば』との記述についてであるが、電気、都市ガス、LPガスを一律の土俵で論じるのはいかながなものか。他エネルギーとの競争状態に関しては、例えば、①同一供給区域内であっても、市街地の発展の程度によって需要密度にかなり差がある、②同一供

給区域内であっても、ガス配管の引込費用の有無から、ガス導管のある公道沿線と公道から離れた地域では著しく異なる、といった実態を勘案する必要がある。エネ庁当局がオール電化との競争活発化の根拠とする第1回小委員会資料「オール電化住宅の地域別普及率」は、供給区域外を含む住宅件数であれば競合状態を示す説得力あるデータとは言えない。

全国のLPガス消費者世帯数（大多数が家庭用消費者と推定：全国LPガス協会データ）は、2007年度2555万件から2012年度2424万件へと▲5.1%減少する一方で、一般ガス事業者は比較年に若干の相違があるが、下表のように全国で3.2%増と順調に件数が伸びている。エネ庁事務当局が事業者分類する大手3社は全国平均以上の伸び率を示しており、供給区域内の全体の世帯増からしても、他エネルギーとの競争において優位にあると言える。

しかし、全国ベースでの増加数の98%が大手3社であることから、それ以外の一般ガス事業者は、世帯減の中で他エネルギーとの競争で劣後している可能性もある。他エネルギーとの競争状態は地域によって大きな相違があると想定されるので、一律に競争が活発化していると決めつけて料金規制を撤廃することは、前提条件を著しく見誤ることになる。

【一般ガス事業者の5か年家庭用消費者件数増加率】（出所：日本ガス協会（単位：千件））

	A) 2013年3月	B) 2008年3月	A-B) 差異	(A/B) 増加率
全国合計	27,588	26,721	867	3.2%
内数) 東京ガス	10,038	9,481	557	5.9%
内数) 大阪ガス	6,747	6,556	191	2.9%
内数) 東邦ガス	2,235	2,130	105	4.9%
(占有率) 3社計	(68%) 19,020	(68%) 18,167	(98%) 853	4.7%

同資料3.(3)には『大口利用者向けの小売事業では有力な競争者が存在し、既に一定の新規参入がある』と記述されている。同資料の1.(1)③大口ガス事業で記されているが、大口ガス市場での一般ガス事業者以外の競争者による参入件数はわずか98件で、少なくとも約1万件以上ある一般ガス事業者の供給区域内の同市場での割合において1%にも満たない。大規模需要に偏って参入する傾向にあるため、裾野が広い一般家庭など小口需要家向け市場において新規参入の件数が増えることは、とても想定できない。

よって、実質的なガス事業参入や他エネルギー間での競争が少ないエリアでは、ガス原料や導管又は顧客情報を有する既存都市ガス事業者による「規制無き独占状態」を招来するおそれが高く、恣意的な料金値上げを厳格に防止する措置を講ずる必要がある。

モード間競争が激しい上に、過疎化などで助成される鉄道やバスなどの公共料金（運賃）でも総括原価方式に基づく上限料金による消費者保護規制があるにも関わらず、ネットワーク事業である一般ガス事業の料金規制を撤廃する合理的根拠も問われて然るべきだ。

同資料 3. (3) には『小売料金規制を廃止する場合でも、小売事業者が著しく不適切な料金設定を行うなど、大きな問題を生じた場合には対応できるよう、そうした場合には規制当局が改善を命じる手段も担保すべきか』とある。小売全面自由化の目的である「競争の活性化による料金抑制」について、競争の活性化がない場合の対応策を「大きな問題を生じた場合」まで“茹で蛙”的に料金値上げを放置した場合の最大の被害者は、価格の妥当性の判断基準と選択肢のない家庭用消費者、特に逆進性の高い低所得者層である。

競争のない商材の場合に、その価格の妥当性評価は原価の検証なくしては不可能だ。今年に入り原料価格上昇等に伴い、約 20 社以上のガス卸受事業者の最大 15% 程度の供給約款料金値上が認可された。下表は、申請時と査定後の認可率の差異事例である。この差異について、著しく不適切として変更命令は出されないだろう。消費者は、原価情報に関する情報の非対称性のために、ガス事業者の値上げを甘受せざるを得ない。

【今年の一般ガス事業者の供給約款ガス料金の申請と認可率の差異事例】

	A	B	C	D	E	F	G
申請%	26.88	16.00	8.84	1.04	▲4.81	8.26	10.78
認可%	14.78	11.92	3.41	▲0.52	▲7.92	4.84	0.80
差異%	12.10	4.08	5.43	1.56	3.11	3.42	9.98

(注：一部、申請時と認可時における「現行料金平均単価」の数値に僅かな相違があるが、公表された増減率を記載。)

電気料金にも、下表のような査定による値上げ率の縮減がある。だから、料金規制における公聴会や規制当局査定の値上抑制効果は安易に否定されるべきでない。

【電力供給約款の査定による値上げ抑制】

電力会社	東電	関電	九電	東北	四国	北海道	中電
申請%	10.28	11.88	8.51	11.41	10.94	10.20	4.95
認可%	8.46	9.75	6.23	8.94	7.80	7.73	3.77
差異%	1.82	2.13	2.28	2.47	3.14	2.47	1.18

以上のことから、家庭用ガス市場での競争活性化の状況を評価するために、ガス事業者ごとに過去 5 年程度での家庭用消費者件数と大口・小口の部門別収支の推移を公開し、家庭用需要や収支の実態を見た上で、地域の実情に応じた検討が必要である。

新規参入者は利幅の少ない小口需要家向けへの参入を敬遠する傾向にあるので、低所得者層が多いと想定される少量の小口ガス需要家に対する低廉・福祉的な『政策料金』である基本料金（大手都市ガス会社では 690 円/月（消費税抜き））について、その継続の可否も含めて検討すべきだ。

一般ガス事業者の料金規制は、実際の競争状態の進展について評価後に地域の消費者団体や地方議会の公聴会の意見を踏まえて撤廃するなど、電気事業法変更案と同様の経過措置を採るべきだ。経過措置期間でも、既存ガス事業者は総括原価による供給約款を上限価格とした競合事業者に対抗する値下げは、原価に縛られずに設定を自由とすべきである。

(4) 消費者保護の観点から都市ガス小売事業者に課すべき義務

新たにガス供給を選択する新規消費者にも、現にガス供給を受けている既存消費者にも、ガス供給者選択権の行使に際して不利益が及ぶような制度は歓迎されるわけがない。

『それぞれの選択肢についての十分な情報提供や説明がなされなければ小売事業者を適切に選択することが困難になるおそれがある』との記述がある。これはまさにその通りであり、これを回避するため、既存ガス事業者も新規参入者もインターネットなどを利用して標準的な料金ないし料金帯を情報公開するよう規制すべきである。

『柔軟に供給条件を変更する場合の事務負担も考慮すると、現行制度の供給約款のように供給条件を行政に対し届け出ること、届け出た供給条件を掲示する義務を課すこと、掲示した供給条件以外の条件での小売を禁ずることは妥当か』との記述がある。この点についても、新規参入者及び既存ガス事業者の供給約款水準以下で設定した料金については届出不要であろうが、既存ガス事業者の現行の供給約款については、その競争状態が確認されるまでの間は現行規制通りとすべきだ。

『予め料金その他の供給条件を書面などで利用者に明確に説明し、また締結した契約内容を書面などで交付するよう求める必要があるのではないか』との記述がある。この点に関しては、液化石油ガス法に基づく液化石油ガス販売事業者に対する苦情も多いことから、基本料金や原料価格変動による従量料金を変更した場合にはその変更内容、ガス器具や工事代金と区別した料金の明細などを、毎回の請求書や領収書で明示すべきである。この点は、液化石油ガス販売事業にも適用されるべきだ。ガス事業法と液化石油ガス法は所管が異なるので液化石油ガス販売事業者は関係ないなどという弁明は、役所や審議会の中では通用しても、一般社会では納得されない。

(5) 安定した供給確保の観点から都市ガス小売事業者に課すべき義務

液化石油ガス法や電気事業法変更案と同様の登録項目、又はガス供給計画の簡素版により需給を含む事業計画を提出することで、悪質ブローカー的な新規参入者を排除すべきである。

(6) 最終保障サービスの必要性

『熱エネルギー源としては、LPガス等の有力な代替手段が存在する』との記述があるが、上記(3)で述べたように、新規にエネルギーを選択する消費者と既存ガス消費者を区別して考える必要がある。即ち、LPガスやオール電化への変更はガス器具の熱量調整や買替え、電源工事やリフォームの負担を伴う面倒もあり、大多数の既存家庭用ガス消費者に

は現実的な代替手段とはならない。

『供給区域外の大口利用者に対する最終保障の義務は事業者には課されていないが、特に問題は指摘されていない』とある一方で、4月3日の資料6.(1)には『現行法では、一般ガス事業者の供給区域内では、大口利用者も含め供給約款又は選択約款に基づく供給が保障される』と記述されている。そもそも契約交渉力の観点から、家庭用消費者と事業用利用者を同列で比較すべきではない。現行では、供給区域内においては、契約交渉力のある事業用利用者にもガス供給がなされない点を懸念して、家庭用消費者と同様に供給約款による最終保障の義務が課されていることを忘れてはならない。供給区域は一般ガス事業（都市ガス）によるガス供給を前提とした概念であり、その裏腹に供給区域外で最終保障の義務がないことは当然である。本パラグラフ冒頭の『 』の例示は、無意味な例示だ。

同資料6.(1)では『大口利用者向けの小売事業では有力な競争者が存在し、既に一定の新規参入がある』との記述がある。この点については、上記(3)で述べたように、大口ガス市場での件数ベースでの新規参入率が1%にも満たず、大規模需要に偏り参入する傾向にある点を見逃すことは危険である。

家庭用既存ガス消費者にとって都市ガスは厨房や給湯で不可欠なエネルギー源であることから、既存一般ガス事業者には、上記(3)で述べたように実際の競争状態の進展について評価・確認されるまでの経過措置として料金規制が維持される間は供給義務が存続するが、料金規制の廃止後は電気事業法変更案と同様に、ガス導管事業者にも最終保障サービスを課すことが簡明である。その料金水準は、標準的料金に準じた水準とすべきだ。

【論点2】導管網の利用促進

(1) 都市ガス導管事業に対する規制

ガス導管には疑似的に自然独占性を持たせるとの前提で、電気事業法変更案と同様に託送供給などの事業を独占させる許可制が適切である。

(2) 託送供給条件に対する規制

託送供給料金を含む託送供給約款は、負担コストなど厳格な会計分離や情報遮断といった利用条件の弾力化が新規参入を促進する上での成否の要となる。但し、論点1.(3)で述べたように、実際の競争状態の進展が評価されるまでの既存都市ガス事業者には料金規制を課す経過措置期間は、既存ガス導管事業者と共に届出制とすべきだ。

この経過措置終了後は、認可制として審議会による公聴も含めた透明性を更に高める審査制度を設けるべきである。また、卸先ガス事業者の供給区域にある産業用消費者が、卸元ガス事業者から安いガスの供給を受けるためには、卸元・卸先の双方のガス事業者の託送料金を払うことは託送料金が重複して不利益を被ることから、電気の託送料金のパンケ一キ解消と同様の措置は必要不可欠だ。

(3) 二重導管規制

事業用消費者へのガスの選択肢拡大のために、ガス工作物過剰性による参入基準を撤廃しようというのは十分あり得ることだ。しかし、二重導管敷設によって既存ガス導管投資が埋没化し、結果的に託送コストが増加することで託送利用者全体の利益が阻害される場合は、規制当局として個別の二重導管の利益阻害性を託送料金値上げ額として把握することにより、抑制的に参入規制を適用すべきである。

また、託送義務などガス政策、公道の地中を有限な公共スペースとして認定された公益事業だけに限定的に占有許可をする道路政策、複数ガス管の埋設・修理工事に伴う往来支障や防災制御に係る地域政策を踏まえながら、一般居住者や多くの不特定多数の一般衆人が参集することのない工業地域に限定することや、埋設延長を制限することなど、客観的な不許可基準も措置しておくべきだ。

(4) 同時同量制度

同時同量制度は、新規参入促進の観点から個々の導管の状況に応じて弾力的に容認すべきである。ガス導管事業の操業に支障がある場合には、個別に「紛争処理ガイドライン」に即した市場監視小委員会で審査することとすべきだ。

(5) 熱量調整

低熱量であるシェールガスや国産天然ガスのLNG混入化の進展を踏まえ、また、卸ガス市場活性化によってガス調達者の利便性を高めたいのであれば、供給するガス熱量幅の拡大とともに、海外で先行例のある熱量精算料金も検討すべきである。

業務用燃焼機器などに支障を来すような事業用消費者に対しては、ガス導管託送料金に転嫁する前提で、需要場所における熱量調整装置の助成制度を設けるべきだ。

【論点3】 利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物やガス消費機器の保安責任

現在既に自由化されている大口ガス事業分野では、ガス供給者に防災管理者の選任など事業用消費者の自主防災体制を前提にしたガス保安責任を課している。これは、新規参入者には大きな負担となっている。一方、小売全面自由化の対象となる家庭用や飲食店などの小口需要家においては、対象数は多いが保安知識は希薄であるとの前提で、日常生活で無意識のうちにガス保安が確保されるべきだ。災害時には、消費者敷地内と公道のガス導管の保安確保は一体でなされるから、小売事業と保安事業は全く別事業と考えておく必要がある。

よって、『保安業務の実施者とその責任のあり方』については、消費者敷地内における保安責任区分を電気事業や液化石油ガス販売事業における保安システムと整合性を持たせながらガス小売事業者には保安義務を課すべきだ。その実施に際しては、適切な水準の委託コストを設定した上で、ガス導管事業者に全面的な委託を義務付けるべきである。

【論点4】ガス調達の環境整備

(1) 卸ガス市場の活性化と透明性向上

国産天然ガスのLNG混入化による原料価格上昇に伴い、多くのガス卸受一般ガス事業者が最大15%程度の料金値上げを実施した。論点1.(1)で触れたように、一部未連結やボトルネック部分もあるが、「富山ライン」も含め東北・北陸地域に張り巡らした国産天然ガス導管と首都圏や東海の一般ガス事業導管との連系や、中国、関西と中京圏の一般ガス事業導管も「姫路・岡山ライン」「三重・滋賀ライン」「伊勢湾横断ガスパイプライン」など広範囲にガス導管が整備されつつある。

卸受ガス事業者にガス調達の選択肢を確保するには、卸ガス市場の創設がガス小売価格低廉化の切り札となるように思われている。しかし、日本の天然ガス輸入は、低温液化流通の特殊な取引形態（大量長期契約・液化と気化施設、特殊輸送船など）から、電力会社、大手都市ガス会社、国産天然ガス事業者、一部の石油会社などに限定される。

国内に気化貯蔵施設がないために、ガス輸入者や販売者（アグリゲーター）、卸受ガス事業者、大口ガス消費者にとっては、スポット・少量で価格が変動する市場取引よりも、継続的な安定価格での一定量取引を確保できる相対取引を選好すると考えられる。

そのような前提から、厚みのある卸ガス市場に活性化するためには、強制的な天然ガス玉出しがガス輸入者に求められる可能性があるが、それは財産権の侵害に他ならない。だから、実際には卸ガス市場制度を創設したとしても、現物取引が期待できずに画餅に帰することになる。現物取引にはLNG基地とガス導管の利用が不可欠だから、卸ガス市場の創設に先行してLNG基地の第三者利用制度を充実させるとともに、標準的な卸ガス料金表の開示を卸ガス事業者に義務付けるべきだ。

(2) LNG基地の第三者利用のあり方

『安定供給を確保しつつ、基地の効率的利用や新規事業者によるガス供給の可能性を広げる』と記述されているが、殆どの天然ガス輸入が上記(1)で述べたようなLNG取引となる日本では、ガス事業者や電気事業者などの既存LNG基地の余力開示と第三者利用引受義務の制度化、輸入事業者間での相対での現物LNG融通制度の創設を目指すべきだ。

(3) 災害時の対応体制

これまでの天災時でのガス施設の被災や復旧経験を活かし、都市ガス業界は、防災や避難拠点において延焼など二次災害に強い地中バルクによるLPガスの活用や、移動式ガス発生設備の活用を推進すべきだ。

また、ガス体エネルギーとして、LPガス業界と都市ガス業界が一致団結して機動的な復旧体制を構築できる制度の検討を進めるべきである。

【論点5】簡易ガス事業制度のあり方

簡易ガス事業の原料はLPガスであり、ガス供給者を液化石油ガス販売業者に転換し

た場合でもガス器具の熱量調整や買替えに係る負担を伴うこともないことから、一般ガス事業と比較してガス供給者の代替性は高い。しかし、簡易ガス事業の消費者のほぼ全てが家庭用消費者であり、集合住宅の場合にはベランダにボンベを設置できないといった制約がある。消費者件数が500戸以上の簡易ガス事業が800か所以上あり、ガス導管の自然独占性による規模の経済性をガス導管規制の根拠とするならば、原料の違いで一般ガス事業と簡易ガス事業の規制を分けることはもはや合理的でない。

よって、小売全面自由化の際には、例えば500戸以上の場合には新規参入者に対する託送制度の整備、上限料金規制など一般ガス事業と同じ水準の規制を施すべき。それ未満の戸数の簡易ガス事業においても、一部の液化石油ガス販売事業に見られるような一方的な料金値上げや料金非開示など消費者にとって不利極まりない取引慣行の横行を防ぐための厳格な措置が採られるべきである。

【論点6】電力市場との円滑な相互参入が可能となる環境整備

競争力のある電源や安価なLNGの調達力、ガスと電気の商材としての取扱い容易性の違い、電気事業者やガス事業者の事業投資力や営業基盤力の差異から、ガス事業者による電力市場参入は、電気事業者によるガス市場参入に比べて、かなり難しいであろう。

よって、『電気事業市場との円滑な相互参入が可能となる環境整備が必要である』としてガス事業者を電気事業への有力な参入事業者と考えるのであれば、電力市場における競争環境の進展が認められたことになる電気料金規制撤廃の時期と同時期にガス小売全面自由化を実施するようにすべきである。

【論点7】都市ガスの制度見直しを施行する時期

小売全面自由化については、地域ごとに、他エネルギーとの競合状況や需要家の規模により、都市ガスの新規参入度合に大きな差異が生ずることが容易に想定される。

だから、地域ごとの競争実態や、需要家の交渉力の程度に併せて、例えば、有効な競争状態が確認できた地域での小売自由化を先行させるべきだ。論点6で述べた観点から、小売全面自由化の施行時期については、電気料金規制撤廃の時期と合わせるべきである。

尚、公営ガス事業者においては、小売全面自由化に伴う民営化の検討も含め、施行時期に幅を持たせる必要がある。

御意見②（平成 26 年 5 月 13 日）

弊社は、昭和 45 年の簡易ガス事業制度発足以来、簡易ガス事業者として複数の地点群へガス供給を続けてきております。

ガス本支管を道路地中に埋設し簡易ガス団地として供給している地点群は、徐々に増加して現在 40 か所あります。ガス本支管を埋設した道路の管理者に対しては、市町村道の場合は当該市町村へ毎年一定の道路占用料をお支払するとともに上下水道工事などの際には行政からの協力要請に基づきガス工事を行い、道路工事代の負担軽減に協力したこともあります。

事業開始以来年数を経たことにより老朽化してきたガス本支管に対しては、PE 管への入替え工事を毎年順次計画的に行うなどして安全の確保に努めております。しかし、「ガス臭い」との通報をいただき、ガス漏れが疑われる場合もあり、緊急に道路を掘削し漏えい箇所を特定しガス漏れを防止する保安上の措置を取ることもあります。

従来、簡易ガス事業がガス事業法に規定された公益事業であることから、道路管理者からのご理解をいただき、道路を掘らせていただき、ガスの安全を確保し、埋設管によるガス供給事業を続けてくることが出来ております。

今般のガスシステム改革へのご検討では、ガス事業をガス導管事業とガス小売り事業とに分離すること、またガス導管事業者へ公益特権を付与することをご審議いただいていると伺っております。また、簡易ガス事業の今後の制度設計に関しては、今後詳細についてご検討されると伺っております。

そうしたご検討の中で、簡易ガス団地の埋設管保安のために公益特権とまでは言わなくとも何等かの公益的な法的根拠を今後とも付与していただくことが、埋設管によるガス供給継続に必須であると思料します。

なお、弊社では 70 戸未満の液石法によるガス導管供給の団地の場合でも、簡易ガス事業に準じて道路管理者に対して道路占用料をお支払するように努めています。

以上、ご参考までに意見としてご連絡申し上げます。